

(介護予防)短期入所生活介護サービス利用料金表

1. 当事業所のサービス料金(ご契約者の要介護度に応じて異なります) 単位：円

ご契約者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
a. サービス利用料金	5,120	6,360	6,820	7,490	8,220	8,890	9,560
b. うち、介護保険から給付される金額 (1 割)	4608	5724	6,138	6,741	7,398	8,001	8,604
b. うち、介護保険から給付される金額 (2 割)	4096	5,088	5,456	5,992	6,576	7,112	7,648
c. 介護保険基本自己負担 (1 割)	512	636	682	749	822	889	956
c. 介護保険基本自己負担 (2 割)	1,024	1,272	1,364	1,498	1,644	1,778	1,912
c. 介護保険基本自己負担 (3 割)	1,536	1,908	2,046	2,247	2,466	2,667	2,868
d. 居室自己負担額	1,970						
e. 食事自己負担額	1,380(1 食 460)						
f. 自己負担額合計 (1 割)	3,862	3,986	4,032	4,099	4,172	4,239	4,306
f. 自己負担額合計 (2 割)	4,374	4,622	4,714	4,848	4,994	5,128	5,262
f. 自己負担額合計 (3 割)	4,886	5,258	5,396	5,597	5,816	6,017	6,218

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付致します。

☆ 介護報酬の変更や要介護度の変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額は変更になります。また、施設の体制によりサービス加算の変更も以下等のように変更になります。

☆ その他の介護給付サービス加算 (1 割負担の場合)

加算の種類	加算料金額	介護給付額 90%	利用者負担 10%
1. サービス提供体制強化加算Ⅰ	120 円	108 円	12 円
2. サービス提供体制強化加算Ⅱ	60 円	54 円	6 円
3. 夜勤職員配置加算Ⅱ	180 円	162 円	18 円
4. 生活機能向上連携加算	月/2,000 円	月/1,800 円	月/200 円
5. 介護職員処遇改善加算Ⅰ	※サービス利用料金 +加算×8.3%	※の 90%	※の 10%

1 と 2 においては重複せず、その時点で該当するものひとつの選択となります。

※1 サービス提供体制加算Ⅰ…厚生労働省の告示で定める定員・人員基準を満たし、介護福祉士が介護職員総数の 50%以上の場合

※2 サービス提供体制加算Ⅱ…厚生労働省の告示で定める定員・人員基準を満たし、常勤職員が 75%以上

配置されている場合

- ※3 夜勤職員配置加算Ⅱ…夜勤時間帯に介護を行う職員の平均夜勤時間数を人員で換算した時、最低基準よりも1名以上の加配となった場合
- ※4 生活機能向上連携加算…自立支援・重度化防止に資する介護を行うため、医師等が施設を訪問し職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、それを実施・評価を行っている場合
- ※5 介護職員処遇改善加算Ⅰ…介護職員の処遇改善に事業者が取り組んでいる場合

2.送迎サービス利用料金

身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、リフト付き等の送迎車で入退所の送迎を行います。

【通常の送迎実施地域】 遠軽町各地区

【送迎可能な時間及び料金】 5 施設サービス概要【送迎】を参照ください。

3.当事業所の滞在費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護受給者には、保険者よりサービス利用の滞在費・食費の負担軽減が受けられます。

単位：円

対象者		区分	滞在費	食費
生活保護受給者		負担段階 1	820	300
市町村民税 非課税世帯 全員(世帯分 離している 配偶者を含 む)が	課税年金収入額と非課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円以下の方	負担段階 2	820	390
	負担段階 2 以外の方	負担段階 3	1,310	650
上記以外の方		負担段階 4	1,970	1,380